

事務センターだより

マイナンバー【社会保障・税番号制度】 が届いたら！

マイナンバーとは？

平成27年10月から、日本国内の全住民に通知される、一人ひとり異なる12桁の番号をマイナンバーといいます。個人が特定されないように、住所地や生年月日などと関係のない番号が割り当てられています。



マイナンバーが必要な場面とは？

- 社会保障関係の手続き（年金、医療、介護、児童手当など）
- 税務関係の手続き（確定申告書、年末調整における各申告書、給与支払報告書など）
- 災害対策に関する手続き（被災者生活再建支援金の支給など）

□■□お願い□■□

マイナンバーが記載された「通知カード」が届いたら、紛失しないように家族分を含め大切に保管してください。皆さんのマイナンバーは今後、給与や税金に関わる事務において必要となります。通知カードなどを提示していただくこととなりますので、ご協力をお願いします。通知カードの提示については、後日あらためて連絡します。

年末調整の時期となりました！

年末調整関係の書類を配布します。
締切は11月6日（金）です。

生命保険会社や損害保険会社の保険料払込み証明書は自宅に直接届くものもありますので、くれぐれも無くさないように保管してください。

また、家族の社会保険料を支払った場合、控除の対象と出来ますので、厚生労働省又は国民年金基金発行の証明書を添付してください。

必要な書類が整いましたら、記入例を参考に、正しい記入をお願いします。

特殊勤務実績簿について

10月分

10月26日（月）締切

給与システムの停止日や祝日の関係でいつもより早くなっています。月末までの分を見込んで作成してください。提出後に年休等で変更があった場合は、すみやかに事務職員までお知らせください。よろしくお願いします。

修学旅行の引率も・・・

特殊勤務実績簿を作成し提出してください。（引率1日につき4,250円）復命書の提出も忘れずにお願いします。